

○草津市環境審議会規則

昭和 5 3 年 9 月 1 1 日

規則第 3 8 号

改正 昭和 5 5 年 4 月 1 日規則第 2 0 号

昭和 5 9 年 3 月 3 1 日規則第 4 2 号

昭和 6 0 年 7 月 1 日規則第 2 4 号

平成 4 年 3 月 2 5 日規則第 1 4 号

平成 9 年 1 0 月 1 日規則第 2 6 号

平成 1 3 年 1 1 月 1 日規則第 5 1 号

平成 1 4 年 4 月 1 日規則第 3 3 号

平成 1 6 年 4 月 1 日規則第 1 7 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日規則第 2 3 号

平成 2 1 年 4 月 1 日規則第 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 日規則第 3 6 号

平成 2 6 年 4 月 1 日規則第 3 0 号

平成 3 0 年 4 月 1 日規則第 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草津市環境基本条例（平成 9 年草津市条例第 1 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、草津市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、または委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 産業を代表する者
- (4) 市民を代表する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 4 条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長および副会長とともに事故があるときまたはともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代行する。

(審議会の事務)

第 5 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 自然環境の保全および増進に関すること。
- (2) 生活環境の保全および増進に関すること。
- (3) 文化環境の保全および増進に関すること。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 専門部会所属の委員は、会長が指名する。

4 専門部会に部会長および副部会長を置く。

5 部会長および副部会長は、専門部会に所属する委員の互選によつて定める。

6 部会長は、専門部会の事務を総括し専門部会の経過および結果を審議会に報告する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(関係者の出席)

第8条 会長または部会長は、必要があると認めるときは、審議会または専門部会に関係者の出席を求めて、説明または意見を聞くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。ただし、文化環境の保全および増進に関する事項については、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 草津市公害対策審議会設置条例施行規則（昭和45年草津市規則第10号）は、廃止する。

付 則（昭和55年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年3月31日規則第42号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年7月1日規則第24号）

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則（平成4年3月25日規則第14号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成9年10月1日規則第26号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（平成13年11月1日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年4月1日規則第33号）抄

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年4月1日規則第17号）抄

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第23号）抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日規則第8号）抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該部、課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該部、課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権政策部	人権政策課	総合政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
市民環境部	市民課	まちづくり協	市民課
	生活安心課	働部	生活安心課
産業振興部	商業観光課	環境経済部	商業観光課
	産業労政課		産業労政課
	市民交流プラザ		市民交流プラザ
	農林水産課		農林水産課
健康福祉部	長寿福祉課	健康福祉部	長寿いきがい課
	地域包括支援センター		中央地域包括支援センター
都市建設部	都市計画課	都市計画部	都市計画課
	まちなか再生課		まちなか再生課
	草津川跡地整備課		草津川跡地整備課
	景観課		景観課
	交通政策課		交通政策課
	開発調整課		開発調整課
	建築課		建築課
都市建設部	道路課	建設部	道路課
	河川課		河川課
	公園緑地課		公園緑地課
	住宅課		土木管理課
	土木管理課		住宅課

付 則（平成30年4月1日規則第34号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。